

この「受験の手引」
(PDF 版)では受験の
申し込みはできません。

※ 受験申し込みは
インターネットから
お手続きください。

合格発表まで大切に保管してください

第39回

介護福祉士国家試験

『受験の手引』

受験申込
受付期間

令和8年7月22日(水)から
令和8年9月2日(水)まで(消印有効)
〔9月3日(木)以降の消印のものは、受け付けできません〕

受 験 票

令和8年12月11日(金) 発送

試 験 日

令和9年1月31日(日)
緊急のお知らせをする場合、試験センターホームページに掲載しますので、
必ずご確認ください。

「実務経験証明書」
「実務者研修修了証明書」
「卒業証明書」等
の再提出

**重
要**

受験票の受験資格欄等に「見込」と記載がある方は、
「改めて提出する書類」欄に記載されている証明書を、下
記期限までに再度提出してください。証明書の提出が無
い場合、試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。

※提出期限：令和9年4月9日(金)

合 格 発 表

令和9年3月23日(火)14時 ホームページ掲載

※ 試験センターホームページに合格者の受験番号を掲載します。



令和9年3月26日(金) 結果通知発送 ※裏表紙参照

厚生労働大臣指定試験機関・指定登録機関

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

はじめに

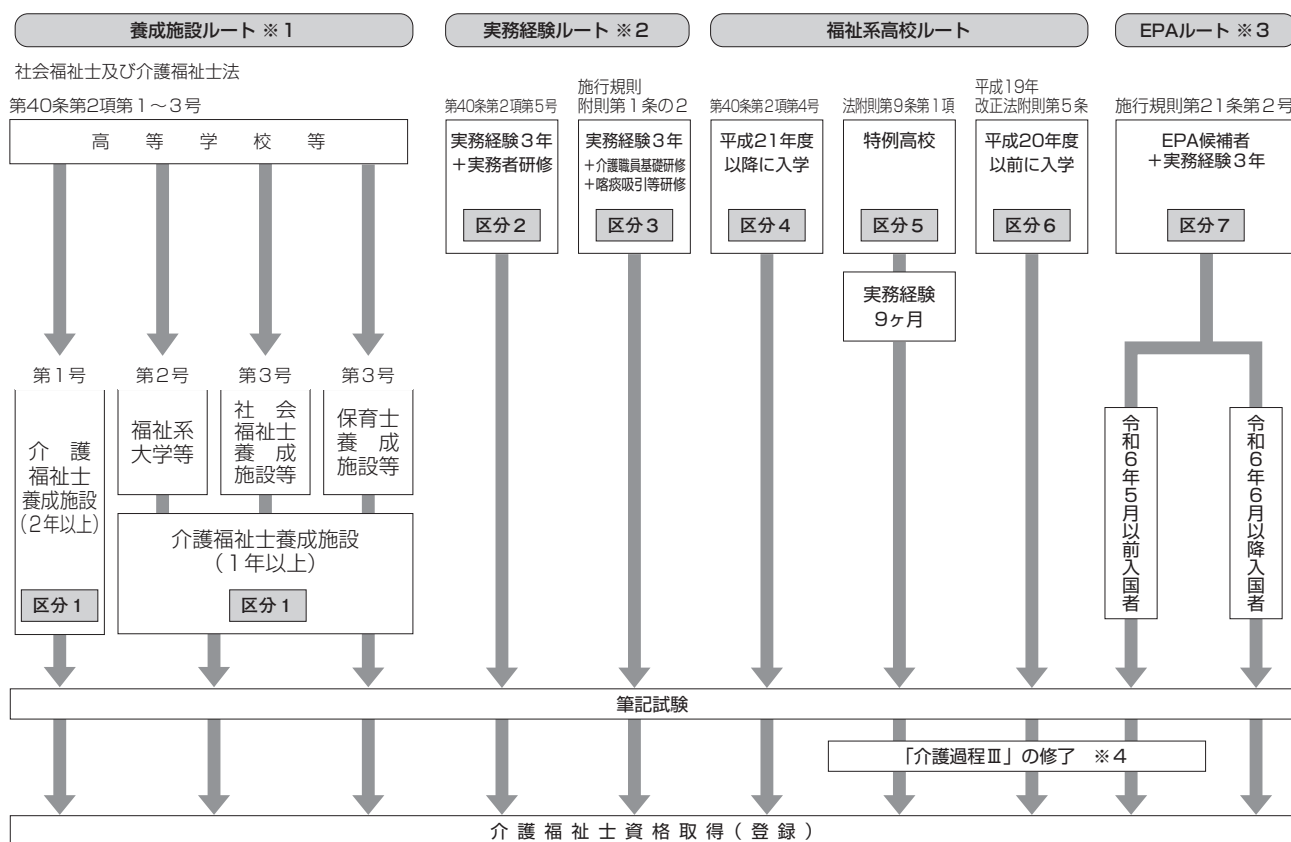
介護福祉士の資格は、「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)(以下「法」といいます)による国家資格です。

介護福祉士は、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引等を含みます)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」といいます)を業とする者で、国家試験に合格した者が所定の登録を受けることにより、介護福祉士の資格を取得できるものです。

介護福祉士国家試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について筆記試験の方法により行います。

公益財団法人社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」といいます)は、厚生労働大臣の指定を受けた指定試験機関・指定登録機関として、厚生労働大臣に代わって介護福祉士国家試験の実施及び登録の事務を行っています。

介護福祉士資格取得ルート図



※1 「区分1」の養成施設ルートで受験を希望する方は、令和8年度末(2027年3月31日)までに卒業する場合、卒業後5年の間は、試験を受験しなくても、または、合格しなくても介護福祉士に登録することができます(この間に国家試験に合格するか、卒業した翌年度の4月1日から5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます)。

※2 在留資格「特定技能1号」「技能実習」で就労している外国籍の方は、「区分2」実務経験ルートになります。

※3 EPAとは、経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)のことであり、EPAルートで受験できる方は、経済連携協定に基づき、一定の要件を満たして入国し、受入れ施設において介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するEPA介護福祉士候補者(インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人)の方です(「受験の手引」では、EPAルートで受験できる方を「EPA候補者」と表記します)。

※4 第37回(令和6年度)試験より、実技試験を廃止し、筆記試験のみを行うこととなりました。「区分5」、「区分6」、「区分7」で令和6年5月以前入国者の方は、介護福祉士資格の登録を申請するまでに「介護過程Ⅲ」を受講し、登録申請時に「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要があります。ただし、令和5年度までに介護技術講習会または介護過程を修了し、国家試験合格時に修了から3年を経過していない方については、登録申請時に「介護技術講習修了証明書」または「介護過程修了証明書」を提出すれば、「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要はありません。また、実務者研修を修了している方は、登録申請時に「実務者研修修了証明書」を提出すれば、「介護過程Ⅲ修了証明書」を提出する必要はありません。

提出書類一覧

受験資格ごとの提出書類一覧

次のいずれかに該当する区分で受験申し込みをしてください。

- 区分1 ……介護福祉士養成施設を卒業
- 区分2 ……3年以上介護等の業務に従事＋実務者研修修了
- 区分3 ……3年以上介護等の業務に従事＋介護職員基礎研修＋喀痰吸引等研修
- 区分4 ……福祉系高校（専攻科を含む）を卒業（平成21年度以降の入学）
- 区分5 ……特例高校（専攻科を含む）を卒業＋9ヶ月以上介護等の業務に従事
- 区分6 ……福祉系高校（専攻科を含む）を卒業（平成20年度以前の入学）
- 区分7 ……E P A候補者として、3年以上介護等の業務に従事

○ 提出書類一覧

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	記載例
①受験申込書	○	○	○	○	○	○	○	38ページ
②受験手数料払込受領証貼付用紙	○	○	○	○	○	○	○	41ページ
③受験用写真等確認票	○	○	○	○	○	○	○	42ページ
④卒業（見込）証明書または 委託訓練修了（見込）証明書	○							32ページ
⑤実務経験（見込）証明書		○	○		○		○	28ページ
⑥従事日数内訳（見込）証明書 （掛け持ちをしている方）		△	△		△		△	30ページ
⑦実務者研修修了（見込）証明書		○						33ページ
⑧介護職員基礎研修修了証明書			○					34ページ
⑨認定特定行為業務従事者認定証 または 喀痰吸引等研修修了（見込）証明書			○					34ページ
⑩卒業（見込）証明書				○	○			35ページ
⑪卒業証明書・教科目（科目）及び 単位履修証明書						○		36ページ
⑫E P A候補者確認書							○	47ページ
⑬証明書提出済申出書	区分1～区分7で過去に受験をし、受験資格に該当する書類を提出した方							45ページ
⑭外国籍等確認書類貼付用紙	ア ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長を希望する方 イ 特定技能1号または技能実習で就労している方							46ページ
戸籍の個人事項証明書 （戸籍抄本）	①～③と④～⑭までの書類に記載されている氏名が異なる場合は、ご提出ください。							

△は必要に応じて提出。

目 次

提出書類一覧

受験資格ごとの提出書類一覧	1
---------------	---

トピックス

パート合格（合格パートの受験免除）について	4
-----------------------	---

試験の概要

試験科目	6
試験日時	7
試験地と試験会場	10
受験票の発送	10
氏名・現住所の変更	10
受験手数料	11
障害等のある方の受験上の配慮申請	12
出題基準	14
合格基準	14
合格基準点及び正答	15
試験当日の注意事項	16

受験資格と受験資格区分

受験資格と受験資格区分	18
区分2 区分3 区分5 区分7	
実務経験の範囲について	19
実務経験に関するよくあるご質問	26
実務経験（見込）証明書	28
従事日数内訳（見込）証明書	30
区分1 卒業証明書／卒業見込証明書 または 委託訓練修了証明書／委託訓練修了見込証明書	32
区分2 実務者研修修了証明書／実務者研修修了見込証明書	33
区分3 介護職員基礎研修修了証明書及び認定特定行為業務従事者認定証 または喀痰吸引等研修修了証明書（証書）	34
区分4 区分5 卒業（見込）証明書	35
区分6 卒業証明書・教科目（科目）及び単位履修証明書	36

提出書類と記入要領

受験申込書	38
申込パートの選択について	40
受験手数料払込受領証貼付用紙	41
受験用写真等確認票	42
送付用封筒	44
証明書提出済申出書	45
外国籍等確認書類貼付用紙	46
区分7 EPA候補者確認書	47

様式

廃業した施設・事業所等の実務経験について（自己申告）	48
「実務経験証明書」作成依頼書	51
証明書提出済申出書	53
外国籍等確認書類貼付用紙	55
E P A 候補者確認書	57
受験申込書記載事項変更届	59
受験申込書（予備）	61
受験用写真等確認票（予備）	63
受験申し込み後に提出する書類のあて先	65

資料

介護福祉養成施設の範囲について
福祉系高校の範囲について
介護福祉士国家試験関係法令

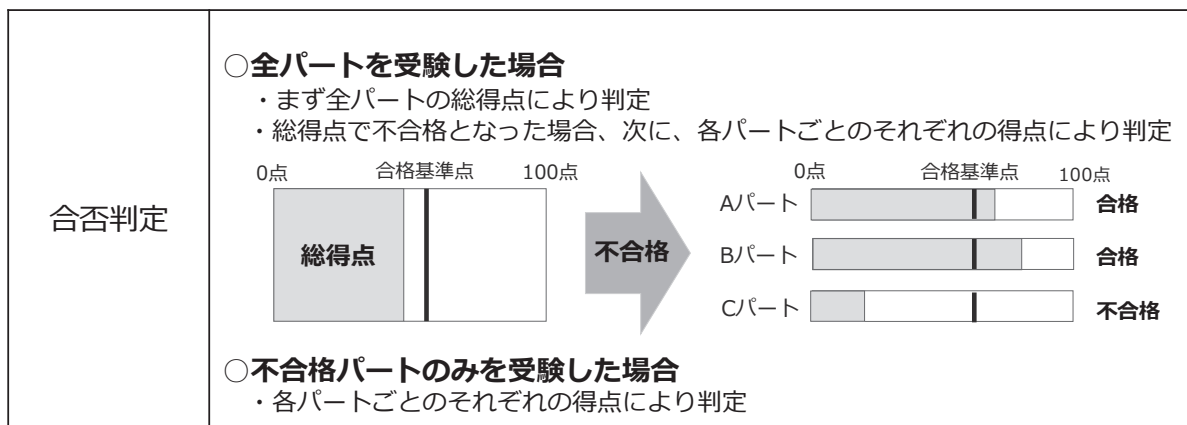
試験センターホームページに記載しています。

パート合格（合格パートの受験免除）について

2026.4.1 試験センター

第38回試験から導入された、パート合格（合格パートの受験免除）とは、全11科目群を3つのパートに分け、合格基準点を満たしたパートは、合格した最終年から2年間免除される仕組みです。

1. 合否判定イメージ



- ✓ 介護福祉士を初めて受験する方は、全パートでの受験申し込みとなります。一部パートのみの受験の申し込みはできません。
- ✓ 第37回以前に受験した方は、パート合格が導入される前の試験ですので全パートでの受験申し込みになります。

2. パート合格の有効期限

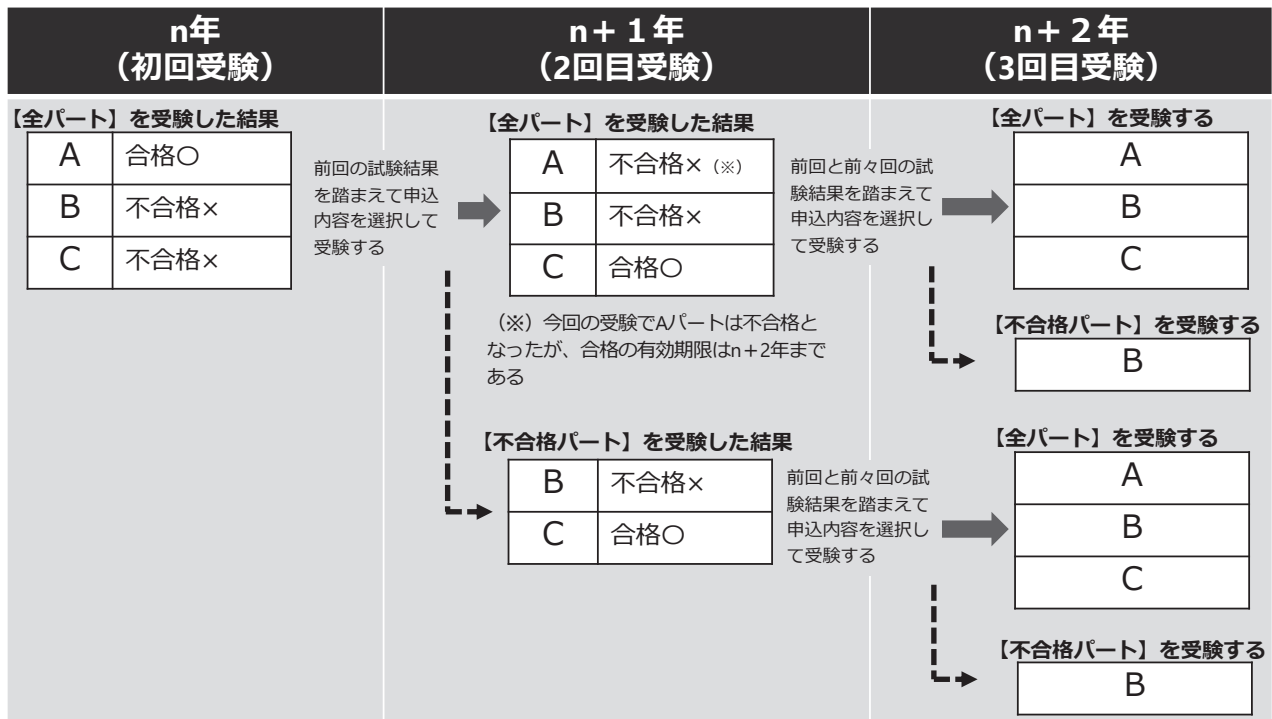
各パートごとにパート合格した最終年から翌年・翌々年（2年）まで有効となります。

		n年 (初回受験)	n+1年	n+2年	n+3年
Aパート	パート試験結果	合格○	合格○	—	—
	パート有効期限	n+2年まで有効	n+3年まで有効	有効 →	
Bパート	パート試験結果	不合格×	合格○	—	—
	パート有効期限	—	n+3年まで有効	有効 →	
Cパート	パート試験結果	不合格×	不合格×	不合格×	合格○
	パート有効期限	—	—	—	
例) 受験の申し込み方法		全パート受験	全パート受験	不合格パート受験	不合格パート受験

※「介護福祉士」となるためには、全パート合格後に資格登録の申請を行い、登録をする必要があります。

3. 2回目以降の受験申し込み方法

2回目以降の受験申し込みは、合格パートを含めた全パートの受験を申し込むか、不合格パートのみの受験を申し込むかは、受験者が選択できます（ただし、不合格パートの一部のパートのみを受験申し込みすることはできません）。また、全パートの受験、不合格パートの受験いずれの場合も受験手数料は同一となります。



【参考】厚生労働省の資料より

令和8年1月21日付社援発0121第10号

2026.4.1 試験センター

パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

第38回介護福祉士国家試験（令和8年実施）より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

- ①当該試験において1パート以上合格している、かつ
- ②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件（※）を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする。

（※）その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験することを誓約すること
- ・特定技能所属機関において学習計画（翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む）を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

<例：令和3年7月就労開始の場合>

1年目 (R3.7～R4.6)	2年目 (R4.7～R5.6)	3年目 (R5.7～R6.6)	4年目 (R6.7～R7.6)	5年目 (R7.7～R8.6)	6年目 (R8.7～R9.6)
就労開始		実務経験3年 +実務者研修受講 →介護福祉士国家試験の受験資格取得	介護福祉士国家試験 受験① →不合格	介護福祉士国家試験 受験② →不合格	介護福祉士国家試験 受験③ 要件該当の場合 最長1年延長可

- ・合格の場合→在留資格「介護」に変更可能
※速やかに変更許可申請を行う
- ・不合格の場合→帰国

試験の概要

試験科目

	パート	試 験 科 目	領 域
午 前 の 試 験	A	人間の尊厳と自立	人間と社会
		介護の基本	介護
		社会の理解	人間と社会
		人間関係とコミュニケーション	人間と社会
		コミュニケーション技術	介護
		生活支援技術	介護
午 後 の 試 験	B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
		発達と老化の理解	こころとからだのしくみ
		認知症の理解	こころとからだのしくみ
		障害の理解	こころとからだのしくみ
		医療的ケア	医療的ケア
	C	介護過程	介護
		総合問題 ※	全領域
・ 3パート 4領域12科目及び総合問題 1科目の計13科目です。 ・ 出題数は、125問です。 ・ 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式です。 ・ 問題には図・表・イラスト・グラフ・写真を用いることがあります。 ・ 問題用紙は、A4判です。 ・ 「出題基準」は、14ページを参照してください。 ※ 「総合問題」は、全領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題します。			
弱視等受験者（1.3倍）、点字等受験者（1.5倍）の試験時間は、「障害等のある方の受験上の配慮」が認められた場合の時間です（別途、申請が必要です。）。			
EPA候補者については、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙が配付され、試験時間が通常の1.5倍となります（申請不要）。			
EPA候補者以外の外国人の方等（外国の国籍を有する方または日本に帰化された方）で時間延長等を希望した受験者については、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙が配付され、試験時間が通常の1.5倍となります（別途、申請が必要です。）。			

試験日時

試験日	令和9年1月31日（日）
-----	--------------

1. 全パートを受験する方

	試験時間
午前の試験	Aパート：10時00分～11時45分 ○弱視等受験者（1.3倍）10時00分～12時20分 ○点字等受験者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分
午後の試験	B・Cパート：13時40分～15時35分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～16時15分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～16時35分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～16時35分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～16時35分

2. 不合格のパートのみを受験する方

●Aパートのみを受験する方

	試験時間
午前の試験	Aパート：10時00分～11時45分 ○弱視等受験者（1.3倍）10時00分～12時20分 ○点字等受験者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分

●Bパートのみを受験する方

	試験時間
午後の試験	Bパート：13時40分～14時55分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～15時20分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～15時35分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～15時35分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～15時35分

●Cパートのみを受験する方

	試験時間
午後の試験	Cパート：13時40分～14時20分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～14時35分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～14時40分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～14時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～14時40分

●AパートとBパートを受験する方

	試験時間
午前の試験	Aパート：10時00分～11時45分 ○弱視等受験者（1.3倍）10時00分～12時20分 ○点字等受験者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分
午後の試験	Bパート：13時40分～14時55分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～15時20分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～15時35分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～15時35分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～15時35分

●AパートとCパートを受験する方

	試験時間
午前の試験	Aパート：10時00分～11時45分 ○弱視等受験者（1.3倍）10時00分～12時20分 ○点字等受験者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者（1.5倍）10時00分～12時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 10時00分～12時40分
午後の試験	Cパート：13時40分～14時20分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～14時35分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～14時40分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～14時40分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～14時40分

●BパートとCパートを受験する方

	試験時間
午後の試験	B・Cパート：13時40分～15時35分 ○弱視等受験者（1.3倍）13時40分～16時15分 ○点字等受験者（1.5倍）13時40分～16時35分 ○EPA候補者（1.5倍）13時40分～16時35分 ○EPA候補者以外の外国人の方等で希望した受験者（1.5倍） 13時40分～16時35分

試験地と試験会場

試験地 (35試験地)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
① 希望する試験地1か所を選択してください（試験会場は指定できません）。 ※ <u>塗り間違えが多いので注意してください。</u> 間違いやすい試験地の例：東京都↔京都府、愛知県↔愛媛県、島根県↔鳥取県、神奈川県↔新潟県 ※ 希望する試験地は本籍地や現住所と同じ都道府県でなくてもかまいません。実際に試験を受ける都道府県を選択してください。 ② 申込時に希望した「試験地」の変更はできません。 ③ <u>試験地は、事情により近隣の試験地に変更する場合があります。その場合は、試験センターで受験者の住所地为勘案し、希望された試験地の近隣の試験地へ振り替えを行います。</u> ④ 受験票で指定した試験会場以外では、受験できません。 ⑤ 受験票で試験会場名、会場最寄り駅をご案内しますので、必ず確認してください。	

受験票の発送

令和8年12月11日（金）投函（郵送）
① 受験票及び結果通知等は、すべて受験申込書に記載された現住所に郵送します。 ② 氏名のフリガナ（カタカナ）は、すべて大文字で印字されます。 （例：「福士 良」さんの場合、「フクシ リョウ」と印字） ③ 受験資格見込みの方は、受験票の受験資格欄に「見込」と印字されます。 ④ 「見込」の受験票を交付された方は、その後、確定した証明書を提出しても、新たに「確定」の受験票の再交付はしません。交付した「見込」の受験票で受験してください。 ⑤ 確定した証明書・受験申込書記載事項変更届を提出していても、受験票に「見込」または変更前の住所、氏名等が印字されている場合がありますが、試験センターで変更の処理をしています。この場合、受験票の氏名が変更前のものでも、試験当日は既に交付された受験票で受験してください。 ※ 12月21日（月）になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。 ※ 試験終了後も、受験票は大切に保管してください。

氏名・現住所の変更

受験申し込み後に、「氏名」「現住所」を変更した場合（誤記入を含む）は、直ちに「受験申込書記載事項変更届」を提出してください。 ※ あて先・提出方法は、65・67ページ参照。 ※ 提出された変更届により受験票等の住所、氏名等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したものです。 それ以降に到着したものは、変更前の住所、氏名等が印字されたものになります。 住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。「転居届」は郵便局にあります。 受験票：令和8年11月13日（金）着 結果通知：令和9年2月24日（水）着
--

受験手数料

払込金額 20,510円

※ 全パートの受験、不合格パートの受験いずれの場合も受験手数料は同一となります。

払込期限 9月2日（水）まで（厳守）

受験申込書受付後は、受験手数料は返還できません。（法第40条第3項において準用する第9条2項の規定による。）

障害等のある方の受験上の配慮申請

下記の申請手続きにより、障害等の種類及び程度に応じて、受験上の配慮を申請することができます。
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある方、てんかん、パニック症状のある方、妊娠中の方等、試験会場や試験室において受験上の配慮を希望する方は、受験上の配慮申請をしてください。

受験上の配慮申請手続き

1 「障害等のある方の受験上の配慮案内書（以下、「配慮案内書」）」の取り寄せ方法

受験申し込みの前に、試験センターにFAX（03-3486-7527）または電話（03-3486-7521）により、下記①～⑨をご連絡ください。FAXの場合は、次の内容を記して送信してください。

①『配慮受験を希望』と記入 ②郵便番号 ③住所 ④氏名（フリガナ） ⑤携帯電話番号 ⑥自宅または勤務先の電話番号 ⑦メールアドレス ⑧FAX番号 ⑨受験する試験の種類（介護福祉士）

（「受験の手引」と併せて「配慮案内書」を請求した方は、改めてFAXまたは電話での請求は不要です）

2 配慮申請方法

配慮申請には、下記①～③のすべてが必要となります。

- ① 受験申込書の「障害等のある方の受験上の配慮の希望」欄□の塗りつぶし
- ② 「障害等のある方の受験上の配慮申請書（以下、「配慮申請書」）」の提出
- ③ 医師の「診断・意見書（指定様式）」・「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出（②と併せて提出）

※ 「配慮申請書」及び医師の「診断・意見書（指定様式）」は、「配慮案内書」に同封してお送りします。

※ 過去に受験上の配慮を受けて受験した方も、「配慮申請書」の提出が必要です。

3 注意事項

- 「配慮申請書」は、受験申込受付期間内に、受験申込書等とは別に提出してください。原則、期間外の配慮申請はできません。
- 決定された「受験上の配慮事項」は、受験票と併せて郵送します。
- 「配慮申請書」を介護福祉士国家試験の受験申し込みの際に提出していれば、社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験を併せて受験する場合に、再度の提出は不要です。

受験上の配慮申請の流れ



● 受験上の配慮の例

下表の内容に該当し、受験上の配慮を希望する方は、受験申込受付期間内に配慮申請書類を提出してください。

障害別	受験上の配慮の対象となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・点字による解答を希望する方 ・拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	点字問題、点字解答、音声問題、代筆解答、拡大文字問題、文字解答、試験時間の延長、拡大鏡の持参使用 等
聴覚障害	・試験監督員の発言の聞き取りに不安がある方	手話通訳者の配置、発言事項等の文書による伝達 等
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック式解答、代筆解答、試験時間の延長、車いす、杖の持参使用 等
精神障害、精神疾患等	・発達障害*、高次脳機能障害、てんかん、パニック症状等があり、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	別室（少人数）の設定 等
	（上記*について） ・発達障害のうち、限局性学習症等により、特異的に「読み」、「書き」に障害がある等、試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる方	別室（少人数）の設定、試験時間の延長※ 等 ※希望どおりとならない場合があります。
その他 病弱、妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	別室（少人数）の設定 等

※ 配慮申請には受験上の配慮事項が必要な理由が明記された医師の「診断・意見書（指定様式）」、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」の提出が必要となります。

※ 受験上の配慮事項は、すべての受験者の公平性の観点から障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定しますので、希望どおりとならない場合があります。

※ 試験会場・階数・試験室の指定はできません。また、自宅最寄りの試験会場の指定はできません。

● 受験上の配慮申請が不要な例

- ・疾病等のため、「試験中の服薬、飲水」をしたい方
 - ・疾病等のため、「試験中に目薬」をさしたい方
- ➡上記2項目は、その都度試験監督員にお申出いただければ可能です。

受験申込受付期間内（令和8年9月2日（水）まで）に「障害等のある方の受験上の配慮申請」をしてください。原則、期間外の申請はできません。

● 受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応について

受験申込受付期間終了後に発症した病気、不慮の事故、妊娠等の対応については、原則、軽微なものに限り対応できる場合があります（試験日10日前まで）。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先 配慮係
☎ 03-3486-7521（平日9：30～17：00） FAX 03-3486-7527

出題基準

試験センターホームページに「介護福祉士国家試験出題基準・合格基準」を掲載しています。
(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/kijun/index.html>

合格基準

(1) 全パート受験した者

- ① 次のア、イの条件を満たした者を合格者とする。
- ② ア、イの条件を満たさない者でも、次のウの条件によりパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

ア 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数（以下、合格基準点という。）以上の得点の者。

イ アを満たした者のうち、以下の 11 試験科目群すべてにおいて得点があった者。

- ①人間の尊厳と自立、介護の基本 ②社会の理解 ③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術 ④生活支援技術 ⑤こころとからだのしくみ ⑥発達と老化の理解 ⑦認知症の理解 ⑧障害の理解 ⑨医療的ケア ⑩介護過程 ⑪総合問題

なお、配点は、1 問 1 点の 125 点満点である。

ウ 次のパート別内訳表のすべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

(パート別内訳表)

パート	試験科目群
A	①人間の尊厳と自立、介護の基本
	②社会の理解
	③人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術
	④生活支援技術
B	⑤こころとからだのしくみ
	⑥発達と老化の理解
	⑦認知症の理解
	⑧障害の理解
	⑨医療的ケア
C	⑩介護過程
	⑪総合問題

(2) 一部のパートのみ受験した者

次により、パート別内訳表のうち、受験したパートごとの判定を行い、すべてのパートごとの合格基準を満たした者（パート合格の有効期限内の者に限る。）を合格者とする。

- ・すべてのパートを受験した全受験者の、各パートの平均得点の比率を用いて、全体の合格基準点を按分して得られる各パートの点数以上を得点し、かつ、当該パートごとを構成する試験科目群すべてにおいて得点があった者。

(注1) 配点は、1問1点でAパートは60点、Bパートは45点、Cパートは20点の125点満点である。

(注2) パート合格は、パート合格した試験の翌々年まで有効である。

(注3) 不合格となった者についても、(1)②ウによりパートごとの判定を行う。

(注4) (1)②及び(2)については、第39回介護福祉士国家試験から適用する。

合格基準点及び正答

令和9年3月23日(火)14時 合格基準点及び正答は、試験センターホームページに掲載します。

※ 結果通知の発送日等については、裏表紙をご確認ください。

試験当日の注意事項

(1) 注意事項	
持参物品	下記以外のものは机上に置けません。 試験監督員の指示に従い、かばんの中にしまい、足元に置いてください。 ① 受験票 ② HBの鉛筆またはシャープペンシル（ボールペンは不可）、プラスチック消しゴム、鉛筆削り（電動式、大型のもの、カッター等の刃物は不可） ③ 腕時計（置時計は不可。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能（端末機能、通信機能、辞書機能）があるものやそれらの機能の有無が判別しづらいものは不可） ※ <u>上履き（スリッパ含む）を必要とする会場は、受験票に記載しています。必ず上履き（スリッパ含む）と靴袋を持参してください。</u> ※ ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。 ※ 耳栓は、試験監督員等の指示が聞こえない場合があるため、使用できません。 ※ 天候、試験室により寒い場合がありますので、防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。 ※ 時計のアラーム機能は必ず止めておいてください。
試験会場 開 場・ 入室時間	午前（Aパート）の試験を受験する方 9時25分から注意事項等の説明が始まります。 8時30分から9時20分までの間に必ず入室してください。 午後（B・Cパート、Bパート、Cパート）の試験を受験する方 13時15分から注意事項等の説明が始まります。 12時45分から13時10分までの間に必ず入室してください。
試験室へ の 入 室	① 試験会場入口付近に試験室案内を、試験室入口に受験者座席表を、受験番号で掲示します。 ② 同一試験会場で他の試験が行われる場合があります。介護福祉士国家試験の試験室であることを必ず確認してください。 ③ 試験室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。 ④ 試験会場は、入室時間にならないと立ち入りできません。待機場所也没有ありません。
座 席	① 座席は、机上に貼り付けられた受験番号を受験票で確認してください。 ② 受験票は、試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に置いてください。
昼 食	① 昼食・飲物は、各自用意してください。 ② ごみは、各自必ず自宅まで持ち帰ってください。試験会場に設置されているごみ箱は使用禁止です。駅や近隣商店のごみ箱にも捨てないでください。
(2) 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて	
① 不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。 携帯電話等の通信機器は、電源を切ってかばんの中にしまってください。 ② 試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、かばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した場合、身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。 ※ <u>試験当日までに必ず自身で電源の入り切りができるよう、操作方法の確認をお願いします。</u> ③ 試験時間中に鳴らないよう、アラーム等の設定も、必ず解除しておいてください。	

(3) 不正を行った場合について

受験申し込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に不正行為が判明した場合（下記参照）、その受験を停止または試験を無効とすることがあります（法第40条第3項において準用する第8条の規定による）。

なお、悪質な不正行為が確認された場合は、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

不正行為の例

- ① 試験時間中、携帯電話等を身につけている、または使用が確認された場合
- ② カンニングが確認された場合
- ③ 試験終了時、筆記具、消しゴムを机に置かず持っている場合
- ④ 退室可能時刻前に退室した場合
- ⑤ 解答用紙を提出せず試験室から持ち出した場合

※ その他、試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。

(4) 試験会場に関する禁止事項等

- ① 受験票で指定された試験会場以外での受験はできません。試験会場は受験票の試験会場案内図で必ず確認してください。
- ② 試験会場となる学校や展示ホール等では、試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- ③ 試験会場の下見はできません。
- ④ 試験会場では、指定された喫煙場所以外での喫煙を禁止します。
全面禁煙の会場では、喫煙は一切できません。会場付近での路上喫煙も禁止します。
- ⑤ 試験会場へは、公共交通機関を利用してご来場ください。

自家用車での送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合、直ちに警察へ通報します。

試験会場へのアクセス方法は、受験票でご案内しますので、必ずご確認ください。

- ⑥ 試験会場での盗難・忘れ物は、試験センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ⑦ 天候、交通事情その他やむを得ない理由により、試験終了が予定より遅れる場合があります。
- ⑧ 試験当日、試験会場付近で、業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、試験センターとは一切関係ありません。

(5) 欠席について

- ① 試験当日に欠席する場合、試験センターに連絡する必要はありません。
- ② 欠席した場合、受験手数料は返還できません（法第40条第3項において準用する第9条第2項の規定による）。
- ③ 原則、申込時に選択した全パートまたは不合格パートを受験することとなりますが、やむを得ない理由で受験しなかったパートがある場合、受験しなかったパートは採点されません。
- ④ 欠席した場合、次回受験する際には、新たに申込手続きが必要です。

受験資格と受験資格区分

1 受験資格と受験資格区分 「法」…社会福祉士及び介護福祉士法 「規則」…社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

(1) 養成施設ルート（法第40条第2項第1～3号）

区分1 は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設において、介護福祉士として必要な知識及び技能を修めて卒業または委託訓練を修了した方の受験資格区分です。

(2) 実務経験ルート（法第40条第2項第5号、規則附則第1条の2）

区分2 は、実務経験3年以上（従業期間1095日以上かつ従事日数540日以上）を満たし、実務者研修を修了した方

区分3 は、実務経験3年以上（従業期間1095日以上かつ従事日数540日以上）を満たし、介護職員基礎研修を修了した者であって喀痰吸引等研修を修了した方

(3) 福祉系高校ルート（法第40条第2項第4号、法附則第9条第1項、平成19年改正法附則第5条）

区分4 は、福祉系高校（専攻科を含む）に平成21年度以降に入学し、卒業した方

区分5 は、特例高校（専攻科を含む）を卒業した後、実務経験9カ月以上（従業期間273日以上かつ従事日数135日以上）を満たした方

区分6 は、福祉系高校（専攻科を含む）に平成20年度以前に入学し、改正前の規則に定める科目・単位数を修めて卒業した方

(4) EPA ルート（規則第21条第2号）

区分7 は、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）に基づき、一定の要件を満たして入国し、受入れ施設において介護福祉士資格を取得することを目的とした研修を受けながら就労するEPA介護福祉候補者（インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人）として、受験資格を取得した方（過去にEPA候補者として受験資格を取得した方を含む）。

2 **区分1**～**区分5** 及び **区分7** の受験資格で見込により受験できる方

区分1、**区分4** …… 令和9年3月31日までに、養成施設、福祉系高校を卒業（修了）する見込の方

区分2 …… 令和9年3月31日までに実務者研修を修了する見込の方

区分3 …… 令和9年3月31日までに喀痰吸引等研修を修了する見込の方

区分2、**区分3**、**区分5**、**区分7** …… 令和9年3月31日までに必要な実務経験を満たす見込の方

区分2 区分3 区分5 区分7

実務経験の範囲について

介護福祉士試験の受験資格となる実務経験は、厚生労働省がその範囲を示しています。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援発0703第1号）別添2」

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（令和6年7月3日社援基発0703第1号）」

受験資格となる実務経験の範囲は、次ページに掲げた「施設・事業・職種」及び上記の通知（原典）のとおりです。

1 「法人格」とコード

法 人 格（運 営 主 体）	コード
国、地方公共団体等の公的機関	0 1
社会福祉法人、（一般・公益）財団・社団法人、宗教法人、独立行政法人、学校法人等の非営利法人	0 2
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	0 3
株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合弁会社等の営利法人 （人材派遣会社はコード08）	0 4
特定非営利活動法人（NPO法人）	0 5
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	0 6
その他	0 7
人材派遣会社（上記コード01～07の運営主体に介護職員等を派遣） ※ 派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	0 8

2 「施設・事業」「職種」とコード

職種について

施設・事業所内において、独自の職種（職名）を使用している場合は、「人員配置基準」「運営要綱」等に基づいた正式な職種を記載してください。

例：ケアワーカー、介護ヘルパー、介護員等 → 介護職員

対象とならない職種

① 「人員配置基準」「運営要綱」等示された、主たる業務が介護等の業務と認められない職種

- ・ 生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種
- ・ 医師、看護師、准看護師
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 心理担当職員、作業指導員、職業指導員、就労支援員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員
- ・ 事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

② 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

例：相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師

職種の兼務について

介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している場合、「職種コード」欄は「10」と記載してください。

※ 介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している事実が、辞令等で明確であって、主たる業務が介護等の業務である場合に限り対象となります。

「職種」欄は「介護職員兼生活相談員」のように、「介護職員兼〇〇」となります。

※ 施設長または事業所の長が、介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した日数に限り対象となります。

「職種」欄は「介護等の業務を兼務する施設長」のように、「介護等の業務を兼務する〇〇〇」となります。

代表者の自己証明について

代表者本人が受験申込者自身である場合、実務経験証明書は、受験申込者以外の第三者が作成してください。また併せて受験申込者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出してください。

※ 本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、無効となり刑法上の罪に問われる場合があります。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、次のうち該当する「施設・事業」「職種」及び「コード」を記載してください。

ア 社会福祉施設等

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
㊦ 児童福祉法関係の施設・事業		
知的障害児施設	001	・保育士〔01〕 ・介助員〔02〕 ・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 ・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項1に掲げる者に限る） ・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔06〕（ただし、下記の注意事項2の①・②に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る） など利用者の保護に直接従事する職員
自閉症児施設		
知的障害児通園施設	002	
盲児施設	003	
ろうあ児施設		
難聴幼児通園施設		
肢体不自由児施設	004	
肢体不自由児通園施設		
肢体不自由児療護施設		
重症心身障害児施設	005	
重症心身障害児（者）通園事業	006	
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	007	
児童発達支援	089	
放課後等デイサービス	090	
障害児入所施設	091	
児童発達支援センター	092	
指定発達支援医療機関	102	
保育所等訪問支援	093	
居宅訪問型児童発達支援	098	
注意事項		
1 「児童指導員」について 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。		
2 「指導員」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について ① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験になりません。 ② 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 なお、「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験になります。		
3 「障害福祉サービス経験者」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について ① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合は令和5年3月31日までの期間に限り実務経験になります。 ② 「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。		
※上記1～3により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
		コード
① 障害者総合支援法関係の施設・事業		
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）	061	・★保育士（児童デイサービス）〔01〕 ・介護職員〔02〕 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）〔02〕 ・寮母〔02〕 ・★生活支援員〔06〕 ・★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）〔06〕 ・★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）〔06〕 ・★世話人（共同生活介護・共同生活援助）〔06〕 などのうち、主たる業務が介護等の業務である者 ※ ★印がある5職種は下記の注意事項1の①・②を満たした方が対象になります。
短期入所	062	
障害者支援施設	065	
療養介護	066	
生活介護	067	
児童デイサービス	083	
共同生活介護（ケアホーム）	068	
共同生活援助（グループホーム）	084	
自立訓練	069	
就労移行支援	070	
就労継続支援	071	
知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場）	072	
身体障害者更生援護施設 （身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）	073	
福祉ホーム	074	
身体障害者自立支援	076	
日中一時支援	077	
生活サポート	078	
経過的デイサービス事業	079	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	096	
訪問入浴サービス	080	
地域活動支援センター	081	
精神障害者社会復帰施設 （精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）	085	
在宅重度障害者通所援護事業 （日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）	019	
知的障害者通所援護事業 （全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	041	
居宅介護	063	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 ・ガイドヘルパー〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護（平成18年9月までの事業）		
移動支援事業	075	
注意事項		
1 「★印の5職種」について		
① 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。		
② 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。		
③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		
2 「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から同等の施設・事業を継続的に行っている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。		
〔・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象〕		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
コード		
㊦ 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		
老人デイサービスセンター	023	・介護職員〔02〕 ・介護従事者〔02〕 ・介護従業者〔02〕 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）		
指定地域密着型通所介護		
指定介護予防通所介護		
第1号通所事業		
指定認知症対応型通所介護		
指定介護予防認知症対応型通所介護		
老人短期入所施設	024	・介助員〔02〕 ・支援員（養護老人ホームのみ）〔08〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定短期入所生活介護		
指定介護予防短期入所生活介護		
養護老人ホーム	025	
特別養護老人ホーム	026	
指定介護老人福祉施設		
指定地域密着型介護老人福祉施設		
軽費老人ホーム	027	
ケアハウス		
有料老人ホーム	028	
指定小規模多機能型居宅介護	064	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護		
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	094	
指定訪問入浴介護	031	
指定介護予防訪問入浴介護		
指定認知症対応型共同生活介護	032	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護老人保健施設	033	
介護医療院	097	
指定通所リハビリテーション	034	
指定介護予防通所リハビリテーション		
指定短期入所療養介護	035	
指定介護予防短期入所療養介護		
指定特定施設入居者生活介護	082	
指定介護予防特定施設入居者生活介護		
指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
サービス付き高齢者向け住宅	095	
指定訪問介護	036	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 (サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。)
指定介護予防訪問介護		
第1号訪問事業		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
指定夜間対応型訪問介護	100	・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問看護		
指定介護予防訪問看護		
注意事項		
1 介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。 ・「指定通所リハビリテーション」を除く。 ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象		
2 「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。		
3 「指定訪問看護」、「指定介護予防訪問看護」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕	
	コード		
㊦ 生活保護法関係の施設			
救護施設	0 2 1	・介護職員〔02〕 ・介助員〔02〕 など主たる業務が介護等の業務である者	
更生施設	0 2 2		
㊧ その他の社会福祉施設等			
地域福祉センター	0 4 3	・介護職員〔02〕 ・介護員〔02〕 ・介助員〔02〕 ・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者	
隣保館デイサービス事業	0 4 4		
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0 4 5		
ハンセン病療養所	0 4 6		
原子爆弾被爆者養護ホーム	0 4 7		
原子爆弾被爆者デイサービス事業	0 4 8		
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	0 4 9		
労災特別介護施設	0 5 1		
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	0 5 0		原爆被爆者家庭奉仕員〔03〕
家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	0 5 2		家政婦〔04〕
訪問看護事業 (健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業)	1 0 1	・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者	
注意事項			
「ハンセン病療養所」、「訪問看護事業」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。			

イ 病院または診療所

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
病院	087	・介護職員〔02〕 ・看護補助者〔05〕 ・看護助手〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
診療所		
注意事項 病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

ウ 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	056	・介護職員〔02〕 ・訪問介護員〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者 ・その他〔10〕（実施要綱・条例・定款等に基づいた職種（職名）を記載）
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	057	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	088	
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	058	
その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）（「施設・事業・職種」に該当しない事業）	099	

注意事項

1 上表のコード「056」、「058」、「099」の事業には、実務経験になる条件があります。

※ コード「056」、「058」、「099」の事業を実務経験とする場合、「実務経験証明書」の他に、次の条件すべてに該当することが確認できる資料を受験申込書に同封してください。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職 種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2 コード「057」、「088」（介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービス）の場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象。
- ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象。

3 「実務経験証明書」の「施設（事業）種類」・「職種」欄は、具体的に記載してください。

【記載例】

必ず事業所の証明書作成者が作成してください。

介護福祉士国家試験
実 務 経 験 証 明 書
(兼 実務経験見込証明書)

(証明書作成日) 令和 8 年 8 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名	〇〇市教育委員会		法人格コード	
所在地	〒100-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号		0	1
電話番号	00-0000-0000			
代表者	役 職	氏 名		
	教育長	厚生太郎		
証明書作成者	所属・役職等	氏 名		
	教育部 支援課	山田 二郎		

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アイ	■ 昭和 □ 平成	55 年 5 月 5 日生
氏 名	福 士 愛		
本人住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号		
施設または事業所名	〇〇市立〇〇特別支援学校		
施設（事業）種類	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業（〇〇市特別支援教育支援員設置要綱に基づく事業）	コード	056
職 種（職 名）	特別支援教育支援員	コード	10
従 業 期 間 及 び	① ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 2 年 1 1 月 2 0 日から ② ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 3 年 1 1 月 2 3 日まで		

「施設（事業）種類」欄

- ・「〇〇市の条例に基づく事業（〇〇市高齢者デイサービス事業）」
- ・「介護保険法の指定訪問介護に準ずる事業（〇〇社協ホームヘルプサービス事業）」
- ・「その他の介護等の便宜を供与する事業（〇〇福祉法の〇〇事業に準ずる事業）」

のように、（ ）内に必ず事業名を記載してください。

「職種」欄

職名を記載してください。

実務経験に関するよくあるご質問

●実務経験について

1 Q 受験するために、実務経験はどのくらい必要ですか。

A 試験実施年度の3月31日までに、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が3年以上（1,095日以上）、かつ「従事日数」が540日以上必要です。

なお、特例高校等の卒業者の方が必要な実務経験は、実務経験の対象となる施設（事業）及び職種での「従業期間」が9ヶ月以上（273日以上）、かつ「従事日数」が135日以上です。

2 Q 実務経験証明書作成時に実務経験を満たしていなくても受験を申し込むことはできますか。

A 試験実施年度の3月31日までに従業期間・従事日数が必要日以上となる見込みの方は、「実務経験見込」として申し込みできます。

3 Q 「従業期間」とは、どのような期間のことですか。

A 実務経験の対象となる施設（事業）及び職種で在職した期間（「産休、育休、病休」等の休職期間を含む）のことです。

4 Q 「従事日数」とは、どのような日数のことですか。

A 「従業期間」の内、介護等の業務に従事した日数（出勤日数）です。（休暇、欠勤、出張、研修等実際に介護等の業務に従事しない日数は、含まれません）

5 Q 「従事日数」は540日以上を満たすのですが、「従業期間」は3年以上（1,095日以上）ありません。「従事日数」を満たしていればよいですか。

A 「従業期間」と「従事日数」の両方を満たす必要があります。

6 Q 「従事日数」を計算する際に、夜間勤務は1日と計算するのですか。それとも2日と計算するのですか。

A 事業所の雇用、就業規程に基づいて、計算していただいて結構です。
1日の勤務時間は問いません。

7 Q 雇用形態が非常勤ですが、対象となりますか。

A 対象となる「職種」で雇用されていれば、非常勤（パート、アルバイト）でも対象です。

8 Q A事業所を退社して、B施設に入社しました。その後、B施設から、C施設に異動しました。「従業期間」、「従事日数」は合算して実務経験とすることはできますか。

A A、B、Cにおいて対象となる「施設（事業）」、「職種」で雇用されていれば、「従業期間」、「従事日数」はすべて合算できます。

9 Q X事業所と、Y施設と同じ期間に複数の事業所に所属して働いている場合の計算は、どうすればよいですか。

A 同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行なった場合、「従業期間」、「従事日数」は1日として扱います。

10 Q 現在、福祉の仕事をしていませんが、過去に福祉の仕事をしていました。受験申し込み時に福祉の仕事に就いていなくても、過去の実務経験は有効ですか。

A 過去に対象となる「施設（事業）」「職種」で雇用されていれば、有効です。

11 Q 過去に10年間介護等の業務に従事していました。受験する際には10年間全部の証明が必要ですか。

A 実務経験に必要な期間（「従業期間」3年以上（1,095日以上）かつ「従事日数」540日以上）の証明があれば結構です。

●実務経験証明書について

1 **Q** 実務経験証明書の記載に誤りがありました。どのように訂正すればよいですか。

A 訂正する場合は、受験者本人ではなく、法人・事業所の判断により二重線で訂正してください。訂正印は不要です。

2 **Q** 過去に勤務していた施設、事業所から発行された実務経験証明書の氏名・本人住所が当時の情報で記載されているため現在と異なります。どうすればよいですか。

A 氏名を旧姓で証明された場合、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。本人住所は、現在と異なっても、特に必要な書類はありません。

3 **Q** 過去に、実務経験を満たした実務経験証明書を提出して受験し、不合格でした。今回の受験申し込み時に再度、実務経験証明書の提出は必要ですか。

A 不要です。

4 **Q** 施設、事業所が廃業した等で実務経験証明書を作成してもらえません。どうすればよいですか。

A 詳しくは、廃業した施設・事業所の実務経験について（48ページ）をご覧ください。

●従事日数内訳証明書について

1 **Q** 従事日数内訳証明書は、どのような場合に必要ですか。

A 従事日数内訳証明書は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に必要です。必ず「実務経験証明書」と一緒に提出してください。

2 **Q** 実務経験「見込み」で受験申し込みをする際の従事日数内訳証明書の作成方法がわかりません。

A 過去の勤務実績や労働条件をもとに、今後の出勤日を推測して、実務経験を満たす日までを記載してください。

実務経験（見込）証明書

勤務先（事業所）が作成する書類

※ 本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、無効となり刑法上の罪に問われる場合があります。

受験者の皆様

- ① この「実務経験（見込）証明書」は、勤務先（事業所）が作成する書類です。
- ② 勤務先（事業所）に「実務経験証明書」作成依頼書を提示して証明書の作成を依頼してください。

事業所の証明書作成ご担当者様

実務経験証明書は、試験センターホームページの作成支援ツールから作成・印刷し、依頼者へお渡しください。

（URL）<https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

作成例

必ず事業所の証明書作成者が作成してください。		区分 2
介護福祉士国家試験		区分 3
実務経験証明書		区分 5
(兼 実務経験見込証明書)		区分 7
(証明書作成日) 令和 8 年 8 月 25 日		
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様		
法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会	法人格コード
所在地	〒115-0001 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇	0 2
電話番号	03 - 0000 - 0000	
代表者	役職 理事長 氏名 厚生太郎	
証明書作成者	所属・役職等 総務課主任 氏名 山田二郎	
次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。		
フリガナ	フクシ アイ	昭和 55 年 5 月 5 日生 平成
氏名	福士 愛	
本人住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号	
施設または事業所名	振興会ホームヘルパーステーション	
施設（事業）種類	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード） 4 8 7 0 1 0 0 0 1 1	
職種（職名）	指定訪問介護	コード 0 3 6
職種（職名）	訪問介護員	コード 0 3
従業期間及び介護等の業務に従事した(する)日数	① ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 5 年 8 月 27 日から ② ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ 令和 8 年 8 月 25 日まで 上記①から②までの日数 1,095 日 介護等の業務に従事した(する)日数 (上記の従業期間の内、休職・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数) 540 日	



注意事項

- ① 実務経験証明書について、不实または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。
 - ② 押印は不要です。訂正の場合は、二重線で訂正してください（訂正印は不要です）。
- ※ 本証明書の内容について、就労先、事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、無効となり、刑法上の罪に問われる場合があります。

「実務経験見込み」で受験申し込みをする場合の記載について

受験申込時には、実務経験に必要な従業期間・従事日数を満たさないが、令和9年3月31日までに満たす場合は、以下の例を参照してください。

例：「振興会ホームヘルプステーション」は、
①令和8年8月25日に
実務経験証明書を作成しました。
区分2で受験申し込みをする
富士愛さんは、
②令和6年2月1日から
勤務しています。
実務経験を満たすためには、
令和9年1月30日まで
勤務する必要があります。

この場合のよくある間違い

実務経験証明書

作成日 令和8年8月25日

従業期間が、作成日までとなっているのが間違い

従業期間 令和6年2月1日から
令和8年8月25日まで

必ず事業所の証明書作成者が作成してください。

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
(兼 実務経験見込証明書) ①

(証明書作成日) 令和 8 年 8 月 25 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名	社会福祉法人振興会	法人格コード	
所在地	〒115-0101 東京都渋谷区渋谷〇-〇-〇	0	2
電話番号	03-0000-0000		
代表者	役職 理事長 氏名 厚生太郎		
証明書作成者	所属・役職等 総務課主任 氏名 山田二郎		

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フクシ アイ	☒ 昭和 ☐ 平成	55 年 5 月 5 日生
氏名	富士 愛		
本人住所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 〇〇マンション〇号		
施設または事業所名	振興会ホームヘルプステーション 介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)		
	4	8	7
	0	1	0
	0	0	1
	0	1	1
施設(事業)種類	指定訪問介護	コード	0 3 6
職 種(職名)	訪問介護員	コード	0 3
従業期間及び介護等の業務に従事した(する)日数	① ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☒ ② 6 年 2 月 1 日から ③ 9 年 1 月 3 0 日まで 上記①から②までの日数 1,095 日 介護等の業務に従事した(する)日数 ④ 540 日 (上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数)		

注意事項

① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第8条第1項及び第2項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。

② 押印は不要です。訂正の場合は、二重線で訂正してください(訂正印は不要です)。

※ 本証明書の内容について、就労先、事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときには、無効となり、刑法上の罪に関わる場合があります。

雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した(する)日数のみ算入できます。1日の勤務時間は問いません。介護等の業務をしなかった日は対象外です(休暇・欠勤・出張・研修など)。

従業期間が実務経験を満たす日以降(例：令和9年1月30日)までとしてください。

2回目の実務経験証明書 最終提出期限(令和9年4月9日(金))(消印有効)

実務経験を満たした時点で〔富士愛さんの場合、令和9年1月30日(従業期間3年(1,095日)以上かつ従事日数540日を満たした日)以降〕再度、実務経験証明書を作成する必要があります。

「うちわけ 従事日数内訳(見込)証明書

勤務先(事業所)が作成する書類

(同じ期間に複数の事業所に所属している方が「実務経験証明書」に加えて作成する書類)

※ 本証明書の内容について、就労先事業者等が無断で作成し又は改変を行ったときには、無効となり刑法上の罪に問われる場合があります。

受験者の皆様

- ① この「従事日数内訳(見込)証明書」は、勤務先(事業所)が作成する書類です。
- ② 勤務先(事業所)に「実務経験証明書」作成依頼書を提示して証明書の作成を依頼してください。
- ③ 同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合のみ記入し、「実務経験証明書」と一緒に必ず「従事日数内訳証明書」の作成も依頼してください。

事業所の証明書作成ご担当者様

実務経験証明書(従事日数内訳証明書)は、試験センターホームページの作成支援ツールから作成・印刷し、依頼者へお渡しください。

(URL) <https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html>

従事日数内訳証明書が必要な場合

同じ期間に複数の事業所に所属(掛け持ち)している場合

事業所名	職種	令和8年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
Y 訪問介護事業所	訪問介護員	→					
Z 訪問介護事業所	訪問介護員			→			

—ここが掛け持ち—

↳ この期間のみ「従事日数内訳証明書」が必要

- ※ 証明する施設事業所：Y訪問介護事業所・Z訪問介護事業所の2か所
提出する書類：「実務経験証明書」2枚、「従事日数内訳証明書」2枚

「従事日数内訳証明書」に記載した期間に実務経験見込期間が含まれている場合

- (ア) 申込時：実務経験を満たす日までを記載してください。
(イ) 再提出：見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、令和9年4月9日(金)までに「実務経験証明書」と一緒に、再度、「従事日数内訳証明書」を作成してください。

【富士愛さんの例】

富士愛さんは2か所の事業所に所属しており、令和9年3月31日で実務経験を満たす予定です。

A 訪問介護事業所 令和6年4月1日～令和8年10月20日

B 訪問介護事業所 令和8年5月1日～令和9年3月31日

【証明書作成日】 令和8年8月25日

事業所名	職種	令和8年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
A 訪問介護事業所	訪問介護員	→											
B 訪問介護事業所	訪問介護員					→							

—掛け持ち期間—

留意事項

① 2事業所の「従事日数内訳証明書」を作成する期間

2事業所とも、5月1日～10月20日までの掛け持ち期間の証明が必要です。

② 見込期間が含まれている「従事日数内訳証明書」の作成

【証明書作成日まででなく、2事業所の所属が重複する期間まで従事日数を見込んで作成】

5月1日～8月25日まででなく、5月1日～10月20日まで必要です。

③ 実務経験を満たしたら「従事日数内訳証明書」を改めて作成し提出

見込みで証明した期間が経過し、実務経験を満たした時点で、2事業所とも5月1日～10月20日までの確定した証明書を改めて作成してください(「実務経験証明書」も改めて作成する)。

〔福士愛さんの作成例〕

令和8年5月1日～10月20日までに従事した(する)日に●を記載します。

A 訪問介護事業所の例

介護福祉士国家試験 従事日数内訳証明書

(兼 従事日数内訳見込証明書)

この書類は、同じ期間に複数の事業所に所属している場合に限り、1事業所につき1枚ずつ必要です。

(実務経験証明書と一緒に提出してください)

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

(証明書作成日) 令和8年8月25日

法人・施設・事業所名称	(株) 厚生社 ○○訪問介護事業所			法人格コード
所在地	〒 150 - 0000			04
電話番号	東京都渋谷区渋谷○-○-○ 03 - 0000 - 0000			
代表者	役 職	氏 名		
	代表取締役	堀 勝		
証明書作成者	所属・役職等	氏 名		
	総務課主任	鈴木 千太		
フリガナ	フクシ アイ	生 年 月 日		
氏名	福士 愛	昭和55(1980) 年 5 月 5 日生		
施設または事業所名	A訪問介護事業所			

介護等の業務に従事した(する)日に○印をつけてください。

[illegible]

B 訪問介護事業所の例

家試験 從事日数内訳証明書

事日数内訳見込証明書)

している場合に限り、1事業所につき1枚ずつ必要です。

書と一緒に提出してください)

様

(証明書作成日) 令和8年8月25日

成社 △△訪問介護事業所		法人格コード
		04
都渋谷区渋谷△-△-△		
- 0000		
職	氏 名	
役	平成 太郎	
号	氏 名	
任	田中 次郎	
シ	生 年 月 日	
愛	昭和55(1980) 年 5 月 5 日 生	
B訪問介護事業所		

介護等の業務に従事した(する)日に○印をつけてください。

[illegible]

区分1 卒業証明書／卒業見込証明書 または 委託訓練修了証明書 ／委託訓練修了見込証明書

養成施設が作成する書類

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

区分1 は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校または都道府県知事の指定した養成施設において、介護福祉士として必要な知識及び技能を修めて卒業または委託訓練を修了した方（「卒業見込み」または「委託訓練修了見込み」を含む）の受験申し込み区分です。

「卒業見込み」または「委託訓練修了見込み」の方は、令和9年3月31日までに卒業予定または訓練修了予定の方となります。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書（委託訓練修了証明書）の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【様式（卒業見込証明書／卒業証明書）】

☐ 留学生（在留資格「留学」） （留学生の場合は左の口をぬりつぶしてください）	介護福祉士国家試験 提出用
番 号	
卒 業 見 込 証 明 書	
ふりがな：〇〇 〇〇 氏 名：〇〇 〇〇 生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日生	
上記の者は令和〇〇年〇〇月〇〇日 本校（学部名・学科名等） に入学し、（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則／社会福祉士 介護福祉士学校指定規則）別表第4（第〇号（等）養成施設／学校） に規定する教育の内容を修得し、令和〇〇年〇〇月〇〇日に卒業 する見込みであることを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
学 校 名：	印
学 校 長：〇〇 〇〇	
養成施設コード：〇〇〇〇〇	

☐ 留学生（在留資格「留学」） ※ 在学時に在留資格が「留学」であった者を含む。 （留学生の場合は左の口をぬりつぶしてください）	介護福祉士国家試験 提出用
番 号	
卒 業 証 明 書	
ふりがな：〇〇 〇〇 氏 名：〇〇 〇〇 生年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日生	
上記の者は令和〇〇年〇〇月〇〇日 本校（学部名・学科名等） に入学し、（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則／社会福祉士 介護福祉士学校指定規則）別表第4（第〇号（等）養成施設／学校） に規定する教育の内容を修得し、令和〇〇年〇〇月〇〇日に卒業 したことを証明する。	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
学 校 名：	印
学 校 長：〇〇 〇〇	
養成施設コード：〇〇〇〇〇	

「委託訓練修了証明書」「委託訓練修了見込証明書」は、それぞれに様式が指定されていますのでご注意ください。

区分2 実務者研修修了証明書 ／実務者研修修了見込証明書

実務者研修実施団体が 作成する書類

(1) 受験申し込み時の提出書類・AまたはBのいずれか1枚

今回同封
する書類

A 実務者研修修了証明書

- この「実務者研修修了証明書」は、受講者が保管するものではなく、試験センターへ提出するためのものです。

社会福祉協議会・試験センター提出用

実務者研修修了証明書

フリガナ：
氏 名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修を
令和 年 月 日に修了したことを証明します。

令和 年 月 日
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

実務者研修コード：

または

B 実務者研修修了見込証明書

- 令和9年3月31日までに研修を修了する予定の方が対象です。

社会福祉協議会・試験センター提出用

実務者研修修了見込証明書

フリガナ：
氏 名：
生年月日（和暦）：

上記の者は、当機関が厚生労働大臣の指定を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修を
令和 年 月 日に修了する見込みであることを証明します。

令和 年 月 日
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

実務者研修コード：

※ 「修了（見込）年月日」「証明日」「実務者研修コード」の記載があり、証明印が押されていることを確認してください。

今後提出
する書類

受験申し込み後、修了した場合

「実務者研修修了証明書」を「簡易書留」で試験センターに提出してください。

【提出期限】

令和9年4月9日（金）消印有効

※ 期限までに提出しなかった場合は、試験が無効となります。

受験申し込み後、修了しなかった場合は試験が無効となります。

(2) 実務者研修修了（見込）証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

(3) 実務者研修のお問い合わせ先について

実務者研修の開催期間・費用等については、実務者研修実施者に直接お問い合わせください。
実務者研修実施者の情報は、都道府県庁、地方厚生（支）局ホームページ等で確認してください。

**区分3 「介護職員基礎研修修了証明書」(※)
及び「認定特定行為業務従事者認定証」
または「喀痰吸引等研修修了証明書(証書)」**
(※)2012年(平成24年)3月31日に廃止されています。

都道府県庁または
登録研修機関に
依頼する書類

実務者研修を修了している方は**区分2**で申し込んでください。

(1) 受験申し込み時の提出書類・アとイの2枚(イはAまたはBから1枚)

ア

・「介護職員基礎研修」の記載のある修了証明書の写し

- ※ 介護職員初任者研修ではありません。
- ※ 介護職員基礎研修は、廃止されています。

+

イ

A 「認定特定行為業務従事者認定証」の写し

または

イ

B ・「喀痰吸引等研修修了証明書(証書)」の写し

・「喀痰吸引等研修修了見込証明書」の写し

(2) 「認定特定行為業務従事者認定証」「喀痰吸引等研修修了証明書」「喀痰吸引等研修修了見込証明書」について

- ・各証明書には、「第一号または第二号研修修了」及び「特定行為種別または実地研修修了行為」の記載が必要です(第三号研修修了者、経過措置対象者、基本研修のみ修了者等は対象外です)。
- ・喀痰吸引等研修は、令和9年3月31日までに修了する予定の方が対象です。

(3) 喀痰吸引等研修修了見込証明書を提出した場合について

研修修了後「喀痰吸引等研修修了証明書」の写しを提出してください。

【提出期限】令和9年4月9日(金)消印有効

※ 期限までに提出しなかった場合は、試験が無効となります。

次の受験申し込みの際は、「介護職員基礎研修修了証明書」の写しの提出も必要となります。

(4) 介護職員基礎研修修了証明書等の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)を同封してください。

区分4 区分5 卒業(見込)証明書

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

福祉系高校が 作成する書類

区分4 は、平成21年度以降に、学校教育法による高校（福祉系高校。専攻科を含む）に入学し、介護福祉士として必要な知識及び技能を修めて卒業した方（「卒業見込み」を含む）の受験申し込み区分です。
「卒業見込み」の方は、令和9年3月31日までに卒業予定の方となります。

区分5 は、学校教育法による高校（特例高校。専攻科を含む）において、介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修めて卒業し、9ヶ月以上介護等の業務に従事した方の受験申し込み区分です。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【記載例】

区分 4	
福祉系高等学校 (平成21年度以降入学者)	
介護福祉士国家試験	
卒業証明書 (兼 卒業見込証明書)	
科・コース：福祉科	
フリガナ：フク シ ユウ	
氏 名：福 士 優	
生 年 月 日：平成 21 年 3 月 3 日生	
入学年月日：平成 6 年 4 月 1 日	
卒業(見込)年月日：平成 9 年 3 月 26 日	
上記の者は、本校にて介護福祉士として必要な知識及び技能を	
☐ 修得して卒業した ことを証明します。	
☒ 修得して卒業する見込みである	
(いずれか該当する方の□を塗りつぶしてください)	
令和 8 年 8 月 25 日	
所 在 地 東京都渋谷区渋谷1-5-6	
高等学校名 ○○福祉高等学校	
高等学校代表者氏名 校長 厚生次郎	
学校コード K ○ ○ ○ ○ ○	
学校印	
(注意) 1 卒業見込みで受験した場合は、卒業後速やかに介護福祉士国家試験用卒業証明書を必ず提出してください。	
2 証明内容を訂正した場合は、学校長の職印を押印してください。	
3 退学者の場合は、「在籍期間証明書」として取扱うこととし、「卒業(見込)年月日」には退学日を記載してください。	

この記載例は **区分4** の様式です。 **区分5** の場合も同様に作成してください。

区分6 卒業証明書・教科目(科目)及び単位履修証明書

福祉系高校が
作成する書類

様式は試験センターホームページに掲載されています。
(URL) https://www.sssc.or.jp/kaigo/youshiki_sotsu.html

区分6 は、平成20年度以前に、学校教育法による高校（福祉系高校。専攻科を含む）に入学し、改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める科目・単位数を修めて卒業した方の受験申し込み区分です。

証明書作成時の注意事項

- ① 証明権限を有する学校長等が作成・証明してください。
- ② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する学校長等の職印で訂正してください。
- ③ 証明書は、小封筒に厳封しないでください。
- ④ 下記様式と同様の内容であれば、学校で作成した様式を使用して証明しても差し支えありません。

卒業証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について

戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）を同封してください。

【記載例】

介護福祉士国家試験 卒業証明書・ 教科目及び単位履修証明書				区分 6 福祉系高等学校 (平成20年度以前入学者)	
フリガナ	フク	シ	リョウ	生 年 月 日	
氏 名	福 士 良			昭和 平成	5 年 2 月 2 日 生
科・コース	福祉科			入 学 年 月	平成 20 年 4 月
				卒 業 年 月	平成 23 年 3 月
教科	科 目			単位数	備 考
福 祉 科	1	社 会 福 祉 基 礎	4	平成14年度以降に入学した者	
			2	平成13年度以前に入学した者	
	2	社 会 福 祉 制 度	2		
			6	平成14年度以降に入学した者	
	3	基 礎 介 護 老 人 介 護	4	平成13年度以前に入学した者	
			4		
4	社 会 福 祉 援 助 技 術	4			
5	社 会 福 祉 実 習	6			
		4	平成14年度以降に入学した者		
6	社 会 福 祉 演 習	2	平成13年度以前に入学した者		
		4	平成15年度以降に入学した者		
家 庭	7	家 庭 一 般	4	平成14年度に入学した者	
			2	平成14年度以降に入学した者はこれを要しない。 ただし、平成13年度以前に入学した者は「家庭一般」「被服」「食物」の履修を要す。	
看 護	8	基 礎 看 護	4	平成14年度以降に入学した者は「基礎看護」の履修を要しない。 ただし、平成13年度以前に入学した者は2科目の履修を要す。	
			4		
(選 択)	9	(1) 社 会 福 祉 演 習	2	平成13年度以降に入学した者はこれを要しない。 ただし、平成12年度以前に入学した者は選択科目(1)(2)(3)のいずれか1科目の履修を要す。	
		(2) 家 庭 経 営 ・ 住 居			
		(3) 成 人 看 護			
合 計			34	平成14年度以降に入学した者	
			36	平成13年度に入学した者	
			38	平成12年度以前に入学した者	

上記の者は、当高等学校において上記科目を修めて卒業したことを証明します。

令和 8 年 8 月 25 日

所 在 地 東京都渋谷区渋谷1-5-6

高等学校名 ○○福祉高等学校

高等学校代表者氏名 校長 厚生次郎

学校コード K ○ ○ ○ ○ ○

(注意) 1 証明内容を訂正した場合は、学校長の職印を押印してください。
2 上記の「単位数」は、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために最低限必要となる「単位数」です。

この記載例は高等学校用の様式です。高等学校専攻科用の場合も同様に作成してください。

MEMO

個人情報保護

- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」という。)は、社会福祉の振興発展に寄与することを目的とする公益法人として、個人情報保護の重要性を十分に認識し、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)をはじめ、関連法令、ガイドライン等を遵守して、保有する個人情報の保護につき、適正に取り扱うとともに、安全管理に的確な措置を講じています。
- 試験センターが保有する個人情報は、利用目的を特定し、試験センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内において使用するものです。
また、試験センターにいただいたお電話については適切な対応をさせていただくため、録音する場合があります。
- 試験センターは、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容される範囲を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
なお、試験センターの業務を円滑に遂行するため、ご利用者の個人情報の取扱いを委託業者に委託する場合があります。
この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ、守秘義務に関する条項を含む契約等を締結します。また、取扱・管理が十分であるか確認・指導し、個人情報の保護に努めます。
- 詳細は試験センターホームページに掲載しています。
<https://www.sssc.or.jp/privacy/>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOSビル

(試験室電話) 03 (3486) 7521 (平日9:30~17:00)

(URL) <https://www.sssc.or.jp/>



電話番号をよくお確かめのうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。

受 験 票	重要 受験票の受験資格欄等に「見込」と記載がある方は、「改めて提出する書類」欄に記載されている証明書を、下記期限までに再度提出してください。 証明書の提出が無い場合、試験は無効となり、結果通知は発送いたしません。 【書類提出期限】 <table><tr><th>提出書類</th><th>対象区分</th><th>提出期限</th></tr><tr><td>卒業証明書 [養成施設]・卒業証明書 [福祉系高校]</td><td>区分 1、4</td><td rowspan="4">令和 9 年 4 月 9 日 (金) 消印有効</td></tr><tr><td>実務経験証明書・従事日数内訳証明書</td><td>区分 2、3、5、7</td></tr><tr><td>実務者研修修了証明書</td><td>区分 2</td></tr><tr><td>認定特定行為業務従事者認定証・ 喀痰吸引等研修修了証明書</td><td>区分 3</td></tr></table>		提出書類	対象区分	提出期限	卒業証明書 [養成施設]・卒業証明書 [福祉系高校]	区分 1、4	令和 9 年 4 月 9 日 (金) 消印有効	実務経験証明書・従事日数内訳証明書	区分 2、3、5、7	実務者研修修了証明書	区分 2	認定特定行為業務従事者認定証・ 喀痰吸引等研修修了証明書	区分 3
	提出書類	対象区分	提出期限											
	卒業証明書 [養成施設]・卒業証明書 [福祉系高校]	区分 1、4	令和 9 年 4 月 9 日 (金) 消印有効											
	実務経験証明書・従事日数内訳証明書	区分 2、3、5、7												
	実務者研修修了証明書	区分 2												
認定特定行為業務従事者認定証・ 喀痰吸引等研修修了証明書	区分 3													
合 格 発 表	ホームページ掲載 https://www.sssc.or.jp/ 	令和 9 年 3 月 23 日 (火) 14 時 合格者の受験番号を掲載 ※ 合格発表直後の時間帯は、ホームページが混み合い繋がりにくくなる場合があります。時間をおいて閲覧してください。												
	結 果 通 知	令和 9 年 3 月 26 日 (金) 発送 ○ 合格者には、合格証書及び登録申請書類を送付します。 不合格者にはその旨を通知します。 ○ 結果通知に併せて、試験の総得点、各科目群の得点及び無得点科目群、 <u>パートごとの試験結果及び受験免除の有効期限などを通知します。</u> ○ この日に東京都内の郵便局から発送します。お手元に届くまで 10 日間程度かかります。 ※ 4 月 5 日 (月) になっても届かない場合は、試験センターに電話で問い合わせてください。なお、受験票に「見込」の記載があり、合格発表以降に改めて必要書類を提出した方については、結果通知がお手元に届くまでに 2 週間程度かかります。												
登 録	介 護 福 祉 士 資 格 取 得	「介護福祉士」となるには申請し、登録する必要があります。登録をしなければ「介護福祉士」の名称を用いることはできません。												
	登 録 の 申 請	登録の申請書を試験センターが受理してから登録証が申請者のお手元に届くまで、1 ヶ月半程度かかります。 ※ 登録免許税の納付及び登録手数料の払い込みが必要となります。 ※ 登録申請時に、戸籍の個人事項証明書(戸籍抄本)または本籍を記載した住民票のいずれかが必要となります。 ※ 詳細は、合格証書等に同封される、「登録の手引」を参照してください。												